

## 平成30年度生涯スポーツ地域振興助成事業実施要項

### 1 目的

各地域における各種生涯スポーツ振興事業を促進し、スポーツ精神を高揚して県民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地域文化の発展に寄与することを目的に実施する。

### 2 主催

公益財団法人埼玉県体育協会

### 3 事業実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

### 4 助成の条件

- 1) 2市町村以上の各体育協会が主催もしくは共催する地域スポーツ事業とする。
- 2) 体育協会または、その加盟団体によるスポーツ交流会・研修会とする。
- 3) 実施する事業の開催要項の共催には、必ず各市町村体育協会名を明記する。

### 5 助成額

1事業に対して10万円の助成をする。

但し、開催事業予算総額は20万円以上の事業に対し助成する。

### 6 募集事業数          20事業          ※ 下記参照

### 7 申請方法

- 1) 別添様式により申請書を7月31日（火）までに本会あて提出する。
- 2) 助成申請書には、必ず受入側市町村体育協会会長名で申請すること。
- 3) 主催者賠償責任保険適用のため、該当事業実施要項において交流市町村体育協会全てが主催もしくは共催となっていることとする。

### 8 事業終了後の報告

- 1) 事業終了後、すみやかに事業報告書を提出する。
- 2) 事業活動状況の写真を、事業報告書に添付する。

## 9 証拠書類の保管

助成事業執行に伴う各経理の領収書等証拠書類は支出科目ごとに完備しておくこと。場合によっては、書類提出を求めることがある。

## 10 備考

- 1) 募集事業数が20事業に満たない時には、追加募集を実施する。その場合には、助成が決定した市町村以外の担当主管課へメールを用いて追加の募集を通知する。
- 2) 同名の市町村体育協会会長名での申請は2件までとする。尚、申請者名が異なっている場合でも、共催する市町村が同じ場合には申請を受領しないこともある。
- 3) 申請数が20件の枠を超えた場合には、複数申請を認めないこともある。